

## 第67回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 平成28年2月15日(水) 午後2時30分から午後3時45分まで

2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室

3 出席者

(1) 会長 小室 充孝

(2) 委員 本田 耕一、片桐 晃、乃美 香津子、堀 基泰、宮崎 英典

※欠席委員 加藤 芳永、清水 隆男

(3) 事務局 隅田総務部副部長(総務課長事務取扱)、下澤法務担当副課長  
望月行政情報係長、飯塚主事

(4) 説明員 (行政管理課) 簗島課長、石塚副課長、鈴木主査、佐宗主事  
(障がい福祉課) 柏木課長、磯崎副課長、常盤副課長、小島主事  
(子育て政策課) 飯田課長、府川副課長  
(産業政策課) 石川課長、菊地労政雇用担当副課長、濱野主任

4 資料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開 会

(2) 議 事

要旨は次の<諮問審議>のとおり。

<諮問審議>

会 長 それでは、議題に入ります。議題(1)諮問事項ア「小田原市の個人情報保護制度の在り方について」についての審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<行政管理課、障がい福祉課及び子育て政策課説明員入室 石塚副課長、柏木課長及び飯田課長が資料1に基づき説明>

説明員 それでは始めに行政管理課からご説明いたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降「番号法」と略称させていただきますが、同法に基づく社会保障・税番号制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として全国的に導入されたものです。本市においても番号法及び「小田原市個人番号の利用に関する条例」に基づき、対象となる事務において、平成28年1月1日

から個人番号の利用を開始したところです。当該条例の制定に当たっては、平成27年1月16日付けで当課から貴審議会に「小田原市の個人情報保護に関する制度の在り方について」の諮問をしており、平成27年2月12日付けで「適当」との答申を頂いております。今後、平成29年7月を目途に、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が地方公共団体等においても開始される予定となっていることから、本市では当該条例を改正し、情報連携により市民の利便性が向上すると考えられる事務、事務の効率化が図られると考えられる事務における個人番号の独自利用について定めるとともに、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行おうとするものです。これは、本市の個人情報保護に関する制度の在り方の見直しにつながり、そうした場合は審議会にお諮りすることとなっていることから、諮問書のとおり、諮問させていただくものです。

条例の改正内容については、資料1をご覧ください。まず、第1としまして、個人番号の独自利用に関する規定を追加いたします。現行の条例は、参考資料として添付してございますのであわせてご覧ください。現行の条例につきましては、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携に関する規定のみが置かれているところですが、これを改正し、番号法別表第1に記載されていない独自の行政サービスとして実施する事務において、個人番号を利用する旨の規定を追加するとともに、これらの事務の処理のための庁内連携を行う旨の規定を追加するものです。

次に、第2としまして、規則への委任に関する規定を追加するとともに、これを受けた条例施行規則を制定いたします。個人番号の独自利用に関する規定を追加するに当たり、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとし、これに基づく条例施行規則において独自利用の詳細などを定めるものです。

資料2をご覧ください。独自利用を予定している事務及び庁内連携により利用を予定している特定個人情報についての資料でございます。まず、本市においては、個人番号の独自利用を予定している事務については、一つ目に「ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務」、二つ目に「小児の医療費の助成に関する事務」、三つ目に「重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務」、四つ目に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務」、以上4つの事務を予定しております。特定個人情報を利用する機関は、いずれも、市長でございます。独自利用事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報であって自らが保有するものを利用するものとします。利用する特定個人情報につきましては、表に示すとお

りでございますが、各事務の概要や特定個人情報の利用方法等について、資料3に記載しております。事務の概要と合わせまして、後ほど担当課からご説明いたします。

資料2の下段の「庁外機関との情報連携」についてご説明いたします。庁外機関との情報連携は、他の行政機関、地方公共団体等との間の情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の授受をすることでございますが、情報連携により、申請時の添付資料の省略や情報照会の効率化による事務手続きが簡素化され、住民負担の軽減が図れることとなりますことから、庁外機関との情報連携を想定しています。庁外機関との情報連携については、条例で定める必要はありませんが、独自利用事務について、庁外連携を行うためには、事前に個人情報保護委員会規則に基づき届け出が必要となります。委員会規則につきましては、参考資料に添付いたしました、個人情報保護委員会からの通知「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の公布について」をご覧ください。地方公共団体が条例に定めた独自利用事務について、庁外機関との情報連携が認められる要件は、事務の趣旨又は目的が番号法の法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同じであることや、事務の内容が法定事務の内容と類似していることなどがあげられています。今回、本市が独自利用事務として予定している4つの事務のうち、委員会規則の要件を満たす事務については、個人情報保護委員会に届け出し庁外機関との情報連携を予定しています。

資料3につきましては、所管課からの説明とさせていただきます。

説明員      それでは子育て政策課から資料3に基づき説明いたします。本課では、個人番号の独自利用を予定している事務のうち、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務と小児の医療費の助成に関する事務を担当しています。これらの事務の概要と特定個人情報の利用方法についてご説明します。

医療費助成の方法ですが、まず、市は対象者に医療証を発行し、これを持つ対象者が医療機関を受診する際に、ご自分の保険証と一緒に医療証を窓口で提示すると本人負担額を支払わないで受診できるものでございます。医療証の発行は申請に基づき行っておりますが、申請者に資格があるか確認するために、特定個人情報を独自利用するものでございます。資格が認められた方には基本的に1年間有効の医療証を発行いたします。また、有効期限後は改めて資格の確認を行い、資格が認められた方には再度医療証を発行します。この更新の際にも特定個人情報を利用いたします。

それでは、最初にひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報の利用方法についてご説明します。この事務で対象となるひとり親家庭等とは、父又は母の死亡、離婚、行方不明などにより父母の一方を欠いたご家庭や、未婚により生まれた子どもがいるご家庭、父母いずれかが重度障害者であるご家庭などで、18歳になった年度末までの子どもがいることが条件となります。ただし、子どもに障害がある場合は18歳ではなく20歳まで対象となり、いずれの場合も小田原市に住民登録があることが条件となります。これらの条件に適合しているかを確認するために、①から⑥までの情報を利用します。まず、①住民票関係情報は、年齢要件や住所要件を確認するため用います。②地方税関係情報ですが、対象となるご家庭が児童扶養手当の支給要件に準じた所得状況であることを確認するために用います。③の生活保護関係情報と④の重度障害者医療関係情報につきましては、対象となる方が生活保護の医療扶助の対象であったり、重度障害者医療助成の対象である場合には、ひとり親家庭等医療費助成の対象になりませんので、確認のため用いるものです。⑤特別児童扶養手当関係情報につきましては、児童が、この制度で定めている20歳までが対象となる障害の程度に合致しているかを確認するために用いるものです。⑥児童扶養手当関係情報につきましては、ひとり親家庭の状態にあることを確認するために用いています。なお児童扶養手当の資格がない場合も、収入条件等で該当する場合がありますが、別途戸籍等をご提出いただき、ひとり親家庭であることを確認することとなります。なお、市外から転入された方の申請が、年間約150件程度ありますが、この場合は課税情報が市にないため、前住所地から課税証明を取得してきていただくこととしていますが、今後、庁外機関との連携を行うことにより、申請者による課税証明の取得が不要となりますことから、課税証明書の手数料や取得の手間などの負担が軽減されると考えております。

次に、小児の医療費の助成に関する事務における特定個人情報の利用方法についてご説明します。対象となる小児とは、小田原市に住民登録のある中学校3年生修了までにある小児のうち、保護者の所得が所得制限限度額に満たないことが条件となります。小学校6年修了までの医療費の助成方法につきましては、先ほどご説明した医療証を発行しています。医療証を発行しない中学生につきましては、入院治療があった後に、領収書等を市に提出し、後日精算する形で助成しています。先ほどのご説明と同様に、住所、年齢、親の所得といったものを確認するために特定個人情報を利用します。①住民票関係情報は、年齢要件や住所要件の確認、②地方税関係情報は、所得要件に合致するかどうかの確認のためです。また、父母が揃って子どもを養育している場合には、父母のう

ち所得が高いほうがこの制度の対象者と定めていますので、父母のいずれの所得が高いかを確認するためにも用います。③の生活保護関係情報と④の重度障害者医療関係情報、⑤のひとり親家庭等医療関係情報につきましては、対象となる方がこれらに該当する場合には、小児医療費助成の対象外となりますので、確認のため用いるものです。なお、市外から転入された方の申請は、年間約 600 件ですが、先ほどの説明と同様、今後、庁外機関との連携を行うことにより、前住所地からの課税証明取得が不要となるなど、市民にとっても利便があると考えております。以上で説明を終わります。

説明員 続きまして障がい福祉課から資料 3 に基づきご説明いたします。

まず、重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務についてですが、この助成事業の概要は、身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A 1、A 2 相当、精神障害者保健福祉手帳 1 級などを所持する重度障害者の方が医療機関等を受診し、それに要した医療等に係る費用のうち、保険者負担分を除く自己負担分を、市が負担する制度でございます。なお、この助成事業は、国の制度のうち障害の軽減等を目的に医療費等を助成する自立支援医療に類似の事業でございます。

次に、特定個人情報の利用についてご説明します。まず②地方税関係情報ですが、この助成事業は、神奈川県補助を受け実施しておりますが、県では、この市町村への補助事業を実施するに当たり、補助事業の対象となる方を一定の所得以内の方としております。このため、対象者の所得の状況を確認する必要があり、利用するものです。なお、本市で課税情報を有しない転入者の方については、課税情報が市にないため、ご自分で前住所地の課税証明書等を取得し提出していただくこととしていますが、今後、庁外機関との連携を行うことにより、特定個人情報の提供を受け、神奈川県補助事業の対象内・対象外かを振り分けるものでございます。また①住民票関係情報は、本市の住民票記載情報を確認するために利用します。③生活保護関係情報及び④中国残留邦人等支援給付等関係情報は、各関係法令の規定による医療扶助や給付を受けていないことを確認するために利用します。⑤身体障害者手帳等関係情報は、医療証の更新に当たり受給資格の確認をするために利用します。

次に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務についてご説明いたします。これは、同法律第 7 7 条に規定されているもので、障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に

実施するものとされています。具体的には、障害児者の日常生活上の困難を改善し自立を支援し社会参加を促進する用具の購入費を支給する事業、地域における自立生活及び社会参加を促すため屋外での移動が困難な障害児者について、外出のための支援を行う事業、障害児者の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため障害者等の日中における活動の場を提供する事業などがあります。

本事務が準ずる法定事務の具体的な事務内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付、これは自立支援医療費部分を除くものですが、この支給の申請に係る事実についての審査に関する事務としました。これは当該法定事務と本事務が同一の法律に基づき実施されており、「障害者及び障害児の福祉の増進を図る」ことを目的としていること、また、国の示す独自利用事務の事例にも本事務が該当することから、このように判断したものです。

特定個人情報の利用については、各サービスに係る給付費の支給申請及び支給決定の変更申請の際の利用を想定しています。①住民票関係情報については、本市の支援対象者であるかどうかの確認のため、②地方税関係情報、③生活保護関係情報及び④中国残留邦人等支援給付等関係情報については、サービス利用に係る負担上限月額の設定のためにそれぞれ利用しようとするものです。

なお、本市以外との機関との情報連携については、転入者についての地方税関係情報等の確認の際や、支給の実施主体に関して、居住地特例の考え方により、住民基本台帳上の居住地が本市以外の障害者であっても、支給を行うのは本市という場合もあり得ることから、特定個人情報の利用を想定しているものです。以上でございます。

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

委 員 ご説明のあった事務の中で、例えば医療機関や就労支援施設がマイナンバーを利用するようなことはありますか。

説明員 子育て支援関係の医療費助成では、医療機関は受給者番号に基づいて医療費を市に請求してきますが、受給者番号とマイナンバーはまったく異なります。医療機関にマイナンバーを通知するようなことはありません。障がい福祉関係事務においても、同様です。

委 員 今回の諮問の趣旨は、どのようなものか、確認したいのですが。小田原市内部の利用

であれば、現行条例の規定で読み込めるのではないのでしょうか。

説明員 現在のところ、本市では、マイナンバー法に規定する法定事務においてのみ、マイナンバーが使えることになっています。今回は、法定外の独自利用事務を条例で定めようとするものです。これにより、先ほどご説明した4つの事務において、マイナンバーが使えるようになります。

委員 マイナンバーを利用しなければ、条例で定めなくとも庁内情報を収集できるということですか。

説明員 マイナンバーとその他の個人情報を完全に分離すれば可能ですが、情報収集先の事務がマイナンバーを使用していますので、見方によっては、マイナンバーを収集できてしまう、ということにもなりますので、条例で利用事務として定め、厳格に扱っていかうとするものです。

会長 先ほどのご説明の中で、国の示す独自利用事務の事例に今回の独自利用事務が含まれている、というお話がありましたが、それは、今回の参考資料である、国からの通知に載っているのですか。

説明員 正確にご説明しますと、まず、独自利用事務として条例で定めた後に、国の個人情報保護委員会に届出を行います。それから、委員会が審査を行い、認められると委員会が公表することになります。まだ、正式に公表されたものはありませんが、既に全国の自治体から届出があったものから、法定事務に類似するであろうと委員会が考えたものが例示的に示されているものです。

会長 その例示に載っているが、今回諮問をしていない事務はありますか。

説明員 多々あるのではと思いますが、今後の方向性としては、小田原市として、独自利用することで行政の効率性が向上することや、申請者の負担が軽減することを勘案した中で導入すべきと判断した事務については、今後拡大していきたいと考えています。現時点では4つの事務です。

会 長 条例の規定の仕方として、利用できる事務を限定するのか、一定の要件だけを規定して、具体的な事務の指定は市長等に委任するのか、決まっているようであれば教えていただきたいと思いますが。

説明員 利用できる事務は条例の別表で規定する考えです。今回の資料では、資料2に相当します。事務の詳細は規則に委任する考えです。これは資料3に相当します。拡大解釈ができるような規定にはなりません。

会 長 すると、新たに独自利用しようとする事務があれば、その都度条例改正を行うことになりますか。

説明員 そのようになります。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

委 員 この諮問案件は、条例案の形ではありませんが、これを承認すれば、今後はこの審議会を離れたところで条例改正等が進んでいくわけでしょうか。

会 長 市議会に条例案を提出する前に、この審議会の意見を聴いたり、市民意見公募を行うということかと思います。

会 長 市民意見公募の際は、条文化されているものですか。



事務局 必ずしもそうではなく、概要が分かるような形で公募いたします。

会 長 独自利用事務が行政情報ネットワークを使おうとする場合は、国の個人情報保護委員会に届出をして承認を得ていくという説明でしたが、その際、この審議会が関与することはありませんか。

事務局 基本的には、委員会が個人情報保護の観点からもチェックをすると考えられますが、実施機関とも調整したいと思います。

委 員 今回の独自利用事務は、小田原市独自のものなのでしょうか。

事務局 今回の独自利用事務は、全国ほとんどの自治体が実施しています。ただし、国の法律に基づく事務ではないので、対象範囲が異なることはあります。国も、法律に基づく事務ではないが、全国で同じような事務を行っているのであれば、しっかり位置づけないといけない、という意識はあるようで、委員会でも事務を例示しているわけです。

したがって、独自利用事務とはいっても、他の自治体もほとんどが利用していくだろうと推測しています。

委 員 今回の独自利用事務については、それほど問題はないと思いますが、今後、独自利用を各自治体で判断していく中で、とりわけ庁外情報を収集するのは、新しい問題かと思っています。

条例事項と規則事項ですが、規則事項は結局実施機関側で決められてしまいますので、先ほど会長の話にもありましたように、それをどうするかは問題になると思います。

委 員 マイナンバーは新しい仕組みですから、市民もなかなか理解ができず不安なところですが、事務処理の簡略化や透明性のために、きちっと利用されていくとしたいと思います。

委 員 小田原市が独自利用事務を定めて、他自治体のマイナンバー情報を収集しようとしても、他自治体が、それを認めないようなことはあるのですか。

事務局 情報提供ネットワーク上のマイナンバー情報の遣り取りは、基本的に個人情報保護委

員会が定めることになっています。

委員 逆に小田原市のマイナンバー情報も収集されることになるわけですね。

事務局 そのようになります。

会長 特定個人情報というのは、マイナンバーが付された個人情報のことですね。

事務局 そのとおりです。

会長 そうすると、各事務が利用事務として認められていない現時点では、どのように扱われているのですか。

事務局 特定個人情報に該当しないよう、マイナンバーを切り離して扱っていることとなります。

会長 マイナンバーを使うことにより、情報提供ネットワーク上で全国的に情報が共有できるようにしようということですね。

事務局 そのとおりです。

会長 他にご意見はありませんか。

(意見なし)

会長 それでは採決します。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。  
次に、諮問事項イ「就職情報提供事業」を審議いたします。内容の説明を求めます。

<産業政策課説明員入室 石川課長が資料1に基づき説明>

説明員 それではご説明いたします。諮問事項としては、小田原市就職情報提供システムに求職者マイページ機能を追加しようとするものです。このシステムは身近な求人情報や就職に関する情報をデータベース化して求職者、求人企業双方に簡便に活用されているもので、市が管理しています。職業の紹介は、国が行ういわゆる「ハローワーク」が連想されますが、このシステムでは、そこまで至らないような簡易なものや、ハローワークでは扱わない在宅勤務などを扱っております。求人情報誌のような求人情報の掲載をしています。このシステムは平成18年8月から開設し、平成25年度に、市民により親しまれるよう「お仕事ナビおだわら」という名称にし、また、昨年度(平成26年)7月にサイトをリニューアルしました。現在登録業者は約400社です。

今回追加しようとしている機能は、求職者と求人企業が双方からニーズに近い情報を検索できるように、また両者の簡単なコミュニケーションをサイト上で行えるようにすることで求職活動の支援強化を図るものです。双方がマイページという形で勤務形態や雇用条件等希望するものを登録し、検索が可能にするものです。実際のシステム運用は、現在の委託業者によりますが、この業者は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得しています。また、セキュリティ対策としては、通信回線の安全性を高めようと考えています。以上でございます。

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

委 員 いままで、求職者のマイページはなかったのですか。

説明員 はい、ありませんでした。いままでは、掲示板のようなものに、企業が求人情報を掲示し、求職者はそれを見て各企業に連絡していました。

委 員 今度は、登録事業者からもマイページを見ることができ、求職者のことが分かるようになるのですね。

説明員 はい、そのとおりです。ただしインターネット上ですから、求職者のニックネームや希望する職種などが見られるようになります。

委員 そもそも、そうした情報は個人情報なのでしょうか。

事務局 今回、本人の氏名等は含まれませんが、例えば、メールアドレスに、本人に関する文言が含まれていたり、その他求職者属性等により、個人が特定され得る場合があります。そうした場合は、個人情報保護条例上、個人情報として取り扱っています。

委員 どの程度の効果が期待されますか。

説明員 直接あっせんができるわけではありませんが、定期的に企業にアンケートをとっており、昨年は、合計10数人ですが、このシステムを通じて採用したとの報告を受けています。

委員 今の段階で、IDとパスワードは、事業者として登録する場合だけで、閲覧のみで利用する場合は、必要ないのですね。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 それが、個人のページを作成するに当たり、求職者の属性等を収集するように変わってくる、ということなのですね。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 ハローワークの役割と重なってもよいのですか。違いはなんですか。

説明員 ハローワークは、職業のあっせん、仲介ですが、このシステムでは仲介は行わず、あくまで情報提供です。求人誌レベルの情報も掲載できるので、スピーディーではあると思います。

会 長 このシステムは、小田原市独自のものですか。

説明員 現在使用中のものはパッケージソフトウェアです。今回追加する機能は、委託業者との共同開発のようなものとなります。

会 長 小田原市以外の自治体では、こうした機能はないのですか。

説明員 既に実施している自治体もあります。

会 長 小田原市でも、こうした機能の要望も多いので、追加しようということになったのでしょうか。

説明員 そのとおりです。

委 員 システムの利用・運用規約も、個人情報収集されることにより変わってきますか。

説明員 そのようになります。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは採決します。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

ます。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 では、第67回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

## 第67回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

### ●次第

### ●資料 1

- ・小田原市の個人情報に関する制度の在り方について(諮問)  
(添付資料)
- ・資料 1 条例の改正内容について
- ・資料 2 個人番号の独自利用を予定している事務について
- ・資料 3 特定個人情報の利用方法等について
- ・参考資料 改正前の条例文
- ・参考資料 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 14 号に基づき同条第 7 号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」の公布について

### ●資料 2

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(小田原市就職情報提供システム「お仕事ナビおだわら」における求職者マイページ機能の追加)
- ・小田原市就職情報提供システム「お仕事ナビおだわら」における求職者マイページ機能の追加について